緊急銃猟実施マニュアル

森町役場　農林政策課

令和８年10月

目次

はじめに 1

市街地等に出没した大型獣の捕獲に関する法令 2

緊急銃猟の概要 3

緊急銃猟実施手順（事前準備） 4

（大型獣出没時の対応フロー、実施体制、関係者連絡網、備品リスト、通報）

参考資料 9

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案の概要 10

緊急銃猟実施手順の概要 11

緊急銃猟実施手順（計画の調整、安全確保措置） 12

（安全確保措置の流れ、実施計画の調整、通行禁止・制限範囲の決定、関係者への連絡、規制に関する周知、周知手段）

緊急銃猟実施手順（緊急銃猟の実施） 15

（人員の配置、土地の立入り等、最終確認、緊急銃猟の実施、緊急銃猟の中止、緊急銃猟実施時、捕獲者のチェックリスト）

緊急銃猟実施手順（実施後の処理） 21

（安全確保措置の解除、損失確認、損失補償、捕獲個体の処理）

広報ツール 23

鳥獣の捕獲に係る関係法令等 24

はじめに

鳥獣保護管理法第38条の規定により、住居集合地域や建物等に向かっての銃猟を禁止されているが、令和７年９月の改正法の施行により、市街地等の人の生活圏に出没した危険鳥獣に対して、住民の安全確保を行った上で、市町村長の判断で緊急銃猟を実施できることとなった。

本マニュアルは、実際に緊急銃猟を実施する際の流れに沿って、必要な手順や確認事項等をまとめたもので、制度の詳細等は「緊急銃猟ガイドライン」（令和８年４月改訂、環境省）を参考にされたい。

なお、クマ等の出没時には、必ず緊急銃猟をもって対応しなければならないわけでなく、現場の状況を観察しながら、追い払い等を含む複数の手段の中から適切な手段を選択し、クマ等の出没に対応されたい。

【環境省ホームページ】

https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort15/effort15.html

市街地等に出没した大型獣の捕獲に関する法令

【捕獲に係る主な関係法令】

「捕獲」により対応する場合の関係法令の概要は次のとおりとなる。

なお、各法令の詳細については、令和７年度に静岡県自然保護課主催で開催した研修資料を巻末に掲載する。

法　律	条　文	概　要
鳥獣保護管理法	９条 （捕獲許可）	・鳥獣を捕獲（麻酔による不動化を含む）する場合 ・ツキノワグマ、カモシカは知事、シカ、イノシシ、サルは市町長権限
	34条の２ （緊急銃猟） ※R7.9施行	危険鳥獣（クマ類、イノシシのみ）が住居等に侵入又は侵入のおそれがある場合で、人の生命・身体に対する危害を防止する緊急的な措置が必要な場合、市町長が緊急銃猟※を実施できる。（38条適用除外） ※人の立入規制等を行うことで住居等又はその付近において銃猟が可能。９条の捕獲許可不要。
	37条 （危険猟法の許可）	危険猟法（大型獣出没時に想定される猟法としては吹き矢による麻酔）で捕獲する場合、大臣権限
	38条 （銃猟の制限）	・夜間、住居集合地域等、建物等への銃猟は禁止されている。 ・住居集合地域等での麻酔銃猟は次条により許可できる。
	38条の２ （住居集合地域等における麻酔銃猟の許可）	・一定の要件、手続きにより住居集合地域等でも麻酔銃猟を実施できる。 ・本条の許可は獣種に関わらず知事権限、別に第９条の捕獲許可も必要（知事又は市町長権限）
警察官職務執行法	第４条 （避難等の措置）	人の生命に危険がある等、急を要する場合には、警察官の命令により銃の発砲等の措置を講じることができる。
刑法	第37条 （緊急避難）	人の生命等の危難を避けるためにやむを得ずした行為は、その程度によっては罰せられない。

緊急銃猟の概要

緊急銃猟の根拠規定は次のとおり。

鳥獣保護管理法第34条の２（緊急銃猟）

　市町村長（特別区の区長を含む。以下この章において同じ。）は、危険鳥獣が、住居、広場その他の人の日常生活の用に供されている場所又は電車、自動車、船舶その他の人の日常生活の用に供されている乗物（以下この項において「住居等」という。）に侵入していること又は侵入するおそれが大きいことを把握し、かつ、当該危険鳥獣による人の生命又は身体に対する危害を防止するための措置を緊急に講ずる必要があると認める場合において、銃器を使用した鳥獣の捕獲等（以下「銃猟」という。）以外の方法によっては的確かつ迅速に当該危険鳥獣の捕獲等をすることが困難であり、かつ、第三十四条の四の規定による措置その他の措置を講ずることにより銃猟によって人に弾丸の到達するおそれその他の人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがないと認めるときは、住居等又はその付近において、当該危険鳥獣について銃猟をすることができる。

２～５　略

緊急銃猟を実施する際の要件は次の４つになる。

観　点	要　件
①場所	危険鳥獣が、住居、広場その他の人の日常生活の用に供されている場所又は電車、自動車、船舶その他の人の日常生活の用に供されている乗物に侵入していること又は侵入するおそれが大きいこと
②緊急性	当該危険鳥獣による人の生命又は身体に対する危害を防止するための措置を緊急に講ずる必要があると認める場合
③方法	銃猟以外の方法によっては的確かつ迅速に当該危険鳥獣の捕獲等をすることが困難
④安全性の確保	銃猟によって人に弾丸の到達するおそれその他の人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがないと認めるとき

【留意点】

・危険鳥獣は**ツキノワグマ、イノシシ（基本的に成獣に限る）のみ**

・**危険鳥獣が市街地等の人の生活圏に出没した時点で①～③の要件は満たしていると解される。**

緊急銃猟実施手順（事前準備）

【大型獣出没時の対応フロー】※フローは緊急銃猟以外の対応も含む

大型獣出没時は、出没した獣種や出没の状況から、緊急銃猟に限らず、対応手段を検討する。

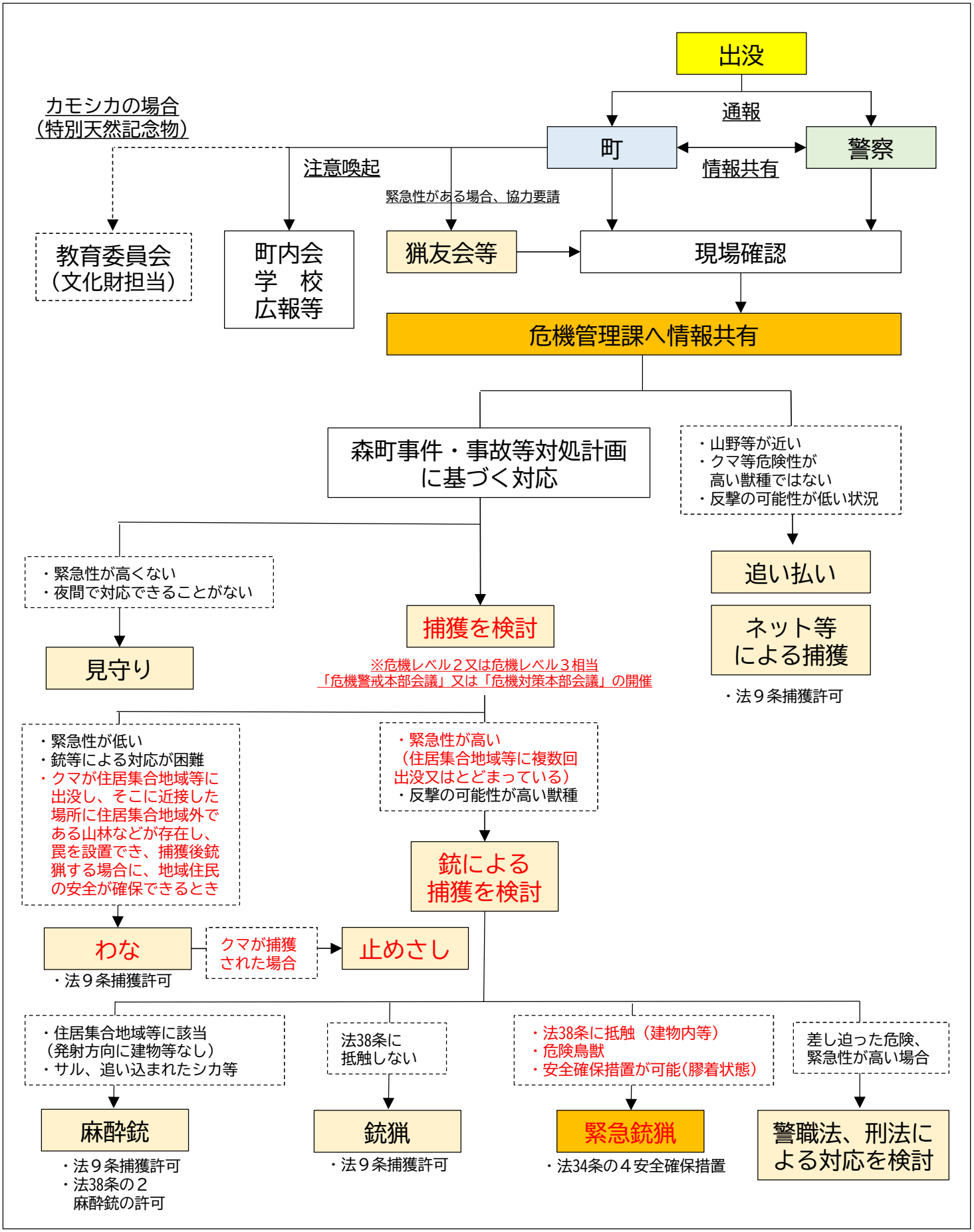

緊急銃猟実施手順（事前準備）

【実施体制】

出没の状況により必要人員は異なるが、捕獲者(撃ち手)の確保のほか、通行制限等で人員が割かれることを想定し、下表を参考にあらかじめ担当部署以外からの動員を含めて体制を検討しておくとともに、県中遠農林事務所(森林整備課)への応援要請も想定しておく。

緊急銃猟実施手順

役割	想定される対応者	内容
①捕獲者	緊急銃猟捕獲者名簿参照	実際に緊急銃猟を実施する者（射手） 命中したとしても動きが止まらない可能性を想定し、複数名の射手がいることが好ましい。また、その場合は、発砲の順番をあらかじめ決めておく。 （捕獲者１名、補助者２名を想定）
②捕獲者をサポートする者	猟友会　　２名	射手とともに行動し、現場でサポートする。
③緊急銃猟の実施の判断、緊急銃猟の実施の町職員への指示又は町以外の者への委託を行う者	町長 危機管理課 農林政策課（現場管理者）	・捕獲者、捕獲者をサポートする者について本マニュアルP17「緊急銃猟を行う捕獲者に係るチェックリスト」で確認し、署名をいただく。 ・緊急銃猟の実施のために必要な判断、現場指揮を行う。また、射手とともに危険鳥獣の動きを追い、緊急銃猟を町職員に指示又は町以外の者に委託を行う。
④通行制限を行う者	農林政策課１名 住民生活課２名 建設課　　４名 税務課　　２名 袋井警察署 袋井消防署・森町消防団	・道路等において通行規制を行う。 ※ガイドライン４（3）2）通行の禁止・制限を実施する場所の管理者等への協議・事前連絡・住民への周知（P49）も参照しておく。
⑤住民への避難を呼びかける者	農林政策課１名 政策企画課２名 住民生活課２名 総務課　　２名 袋井警察署 袋井消防署・森町消防団	付近の住民へ避難を呼びかける。 ※⑧広報及び庁舎対応を行う者と異なり、現場に臨場し、現場で住民への避難を呼びかける想定。
⑥緊急銃猟の様子を記録する者（任意）	農林政策課１名 政策企画課１名 産業政策課１名	緊急銃猟の様子をビデオカメラ等による撮影は、捕獲者が希望した場合等、捕獲者の了承を得ている場合のみ、町の責任のもとに捕獲者が、対応した内容を後から証明できるように実施。
⑦場所の管理者・地権者との調整を行う者	農林政策課１名 財政課　　１名 税務課　　１名	緊急銃猟や土地の立ち入りの際に、場所の管理者、地権者（土地の立ち入りの場合）と調整を行う。
⑧広報及び庁舎対応を行う者	危機管理課１名 総務課　　１名 政策企画課２名	HPでの広報や、広報車での呼びかけを行う。また、庁舎で住民の問い合わせや、緊急銃猟実施者からの問い合わせ等に対応するとともに、緊急銃猟の経過を記録する。
⑨原状回復を行う者	農林政策課２名 猟友会　　３名	捕獲個体の処分を含む原状回復を行う。
※各役割には、必ず責任者（リーダー）を置き、内部での意思決定・対外的交渉を担う。 ※県知事に応援を要請する場合には、①と③以外の役割について応援を要請する。		

緊急銃猟実施手順（事前準備）

【関係者連絡網】

事案が発生した場合には、次の連絡網により関係者に連絡する。

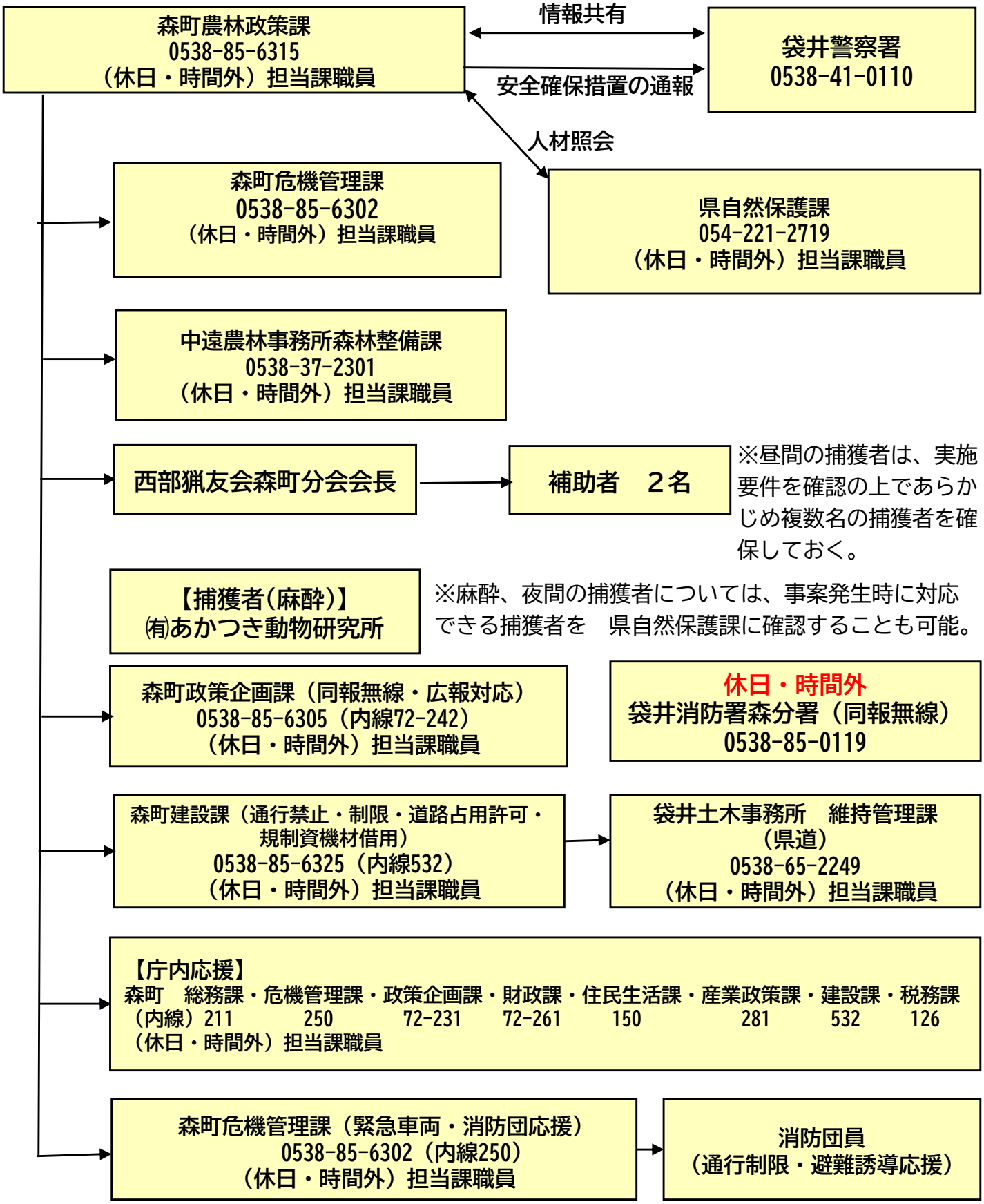

緊急銃猟実施手順（事前準備）

【備品リスト】

★マークは法令上必須、下記備品がないと緊急銃猟を実施できないものではない

備品	説明	保管場所	備考
ヘルメット	防御用	各自防災用	
盾（シールド）	防御用	農林政策課	林政係倉庫
作業用手袋	革製など	農林政策課	
プロテクター	防御用	農林政策課	
クマスプレー	防御用	農林政策課	（２個）
無線機 （デジタル簡易無線）	連絡用	農林政策課	猟友会貸与分とは別に （９台）
★捕獲者の証票	自治体名の記載がある ビブス	農林政策課	（１５着）
★土地立入り等の証票	自治体名の記載がある 腕章又はビブス	農林政策課	同上
通信型センサーカメラ	監視用	―	県自然保護課で 借用可
管内図、住宅地図	規制計画作成用	農林政策課	
トラック	荷台からの発射、個体搬出用	財政課	旧町営プール跡地
車両	交通規制用	財政課	旧町営プール跡地
バリケード	交通規制用	建設課	旧町営プール跡地、 北館
誘導棒	交通規制用	農林政策課	林政係倉庫（８本）
土嚢	バックストップ用	危機管理課	旧町営プール跡地 （３０個）
照明器具	夜間用	危機管理課	別館１階車庫、 拠点防災倉庫
ブルーシート等	個体搬出用	農林政策課	林政係倉庫
ビデオカメラ等	記録用	危機管理課	
緊急銃猟ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ チェックリスト類	環境省作成	農林政策課	

※緊急銃猟ガイドラインを参照して作成

緊急銃猟実施手順（事前準備）

【通報】

大型獣の出没について通報があった際は次の内容を聞き取る。

項　目	内　容
通報日時	年　　月　　日　　時　　分
通報者の氏名(所属)	
通報者の連絡先	
出没した獣種	
目撃日時	年　　月　　日　　時　　分
出没した場所 （地番、目印等）	
出没の種類 （目撃、痕跡等）	
状況 （目撃した際の状況、逃げた方向等）	
被害に関する情報 （人身、物的）	
備考 （通報後の対応等を記載）	

参考資料

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案の概要

環境省

人の日常生活圏にクマ等が出没した場合に、地域住民等の安全の確保の下で銃猟を可能とする。

■ 背景

○　近年、**クマ等（ヒグマ、ツキノワグマ、イノシシ）の人の日常生活圏への出没が増加。**とりわけ令和５年度にはクマによる**人身被害の件数が過去最多**※１**。**

※１ 件数の把握がある平成18年度以降最多（198件219人）

○　現行の鳥獣保護管理法は、**住居集合地域等**※２**における銃猟、建物・乗物・飼養動物に向かってする銃猟、夜間の銃猟を禁止**（第38条）。

※２ 住居が集合している地域又は広場、駅その他の多数の者の集合する場所。

○　現に危険が生じている場合、警察官職務執行法による命令や刑法の緊急避難などとして、応急的に銃猟を実施しているが、膠着状態にある場合等において**より予防的・迅速な対応が必要。**



ツキノワグマ



イノシシ

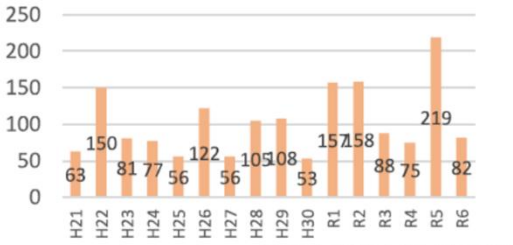

※R6年度は1月時点速報値

クマによる人身被害人数

■ 主な改正内容　クマ等の銃猟に関する制度の見直し

○**市町村長**は、

①**危険鳥獣**（クマ等）が人の日常生活圏（住居、広場、乗物等）に侵入※3し、
②危険鳥獣による人の生命・身体への**危害を防止する措置が緊急に必要**で、
③銃猟以外の方法では的確かつ迅速に危険鳥獣の捕獲等をすることが困難であり、
④避難等によって**地域住民等に弾丸が到達するおそれがない**場合には、

危険鳥獣の銃猟を捕獲者※4**に委託して実施させる**ことができる(**緊急銃猟**)(第38条の適用除外)。

※3 侵入するおそれが大きいことを含む。
※4 政令で定める技能要件を満たす者に限る。

○緊急銃猟の実施にあたり、下記の関連規定を整備。
・地域住民等の安全確保のため、必要に応じ、市町村長は**通行制限、避難指示を実施。**
・市町村長は、**都道府県知事**に**応援**を要請することができる。
・緊急銃猟の実施に伴う損失（物損）については、市町村長が**補償**※５ 。

※５ 保険により対応することを想定



市街地に出没したヒグマ



建物の中庭に侵入したツキノワグマ



対応に当たる銃器所持者等

クマ等が人の生活圏に侵入する事態に対し、安全かつ迅速に対応することを可能に

＜施行期日＞　公布の日から起算して**６月**を超えない範囲で政令で定める日

※上記法案による制度整備に加え、国は財政支援（交付金）や技術的支援（ガイドライン策定）等を実施

緊急銃猟実施手順の概要

【緊急銃猟実施の流れ】

緊急銃猟を実施する場合の基本的な流れは下図のとおりである。

法令上の必須となる手順（捕獲者の証票の着用等）もあるため、チェックリストにより最終確認を行い緊急銃猟を実施する。

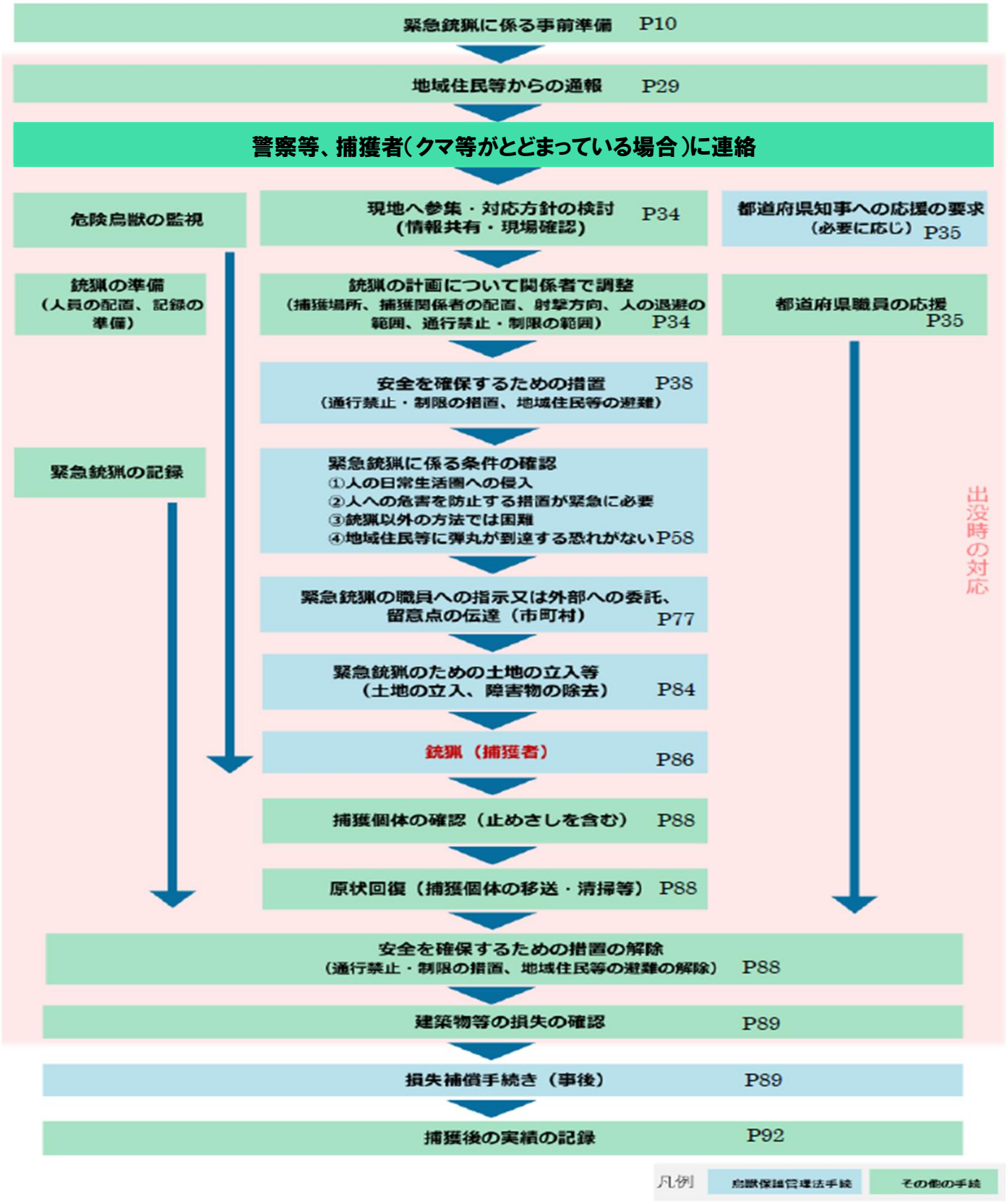

※緊急銃猟ガイドライン８頁から抜粋（ページ番号は緊急銃猟ガイドラインの番号）

緊急銃猟実施手順（計画の調整、安全確保措置）

【安全確保措置の流れ】

安全確保措置の大まかな流れを下図のとおり。

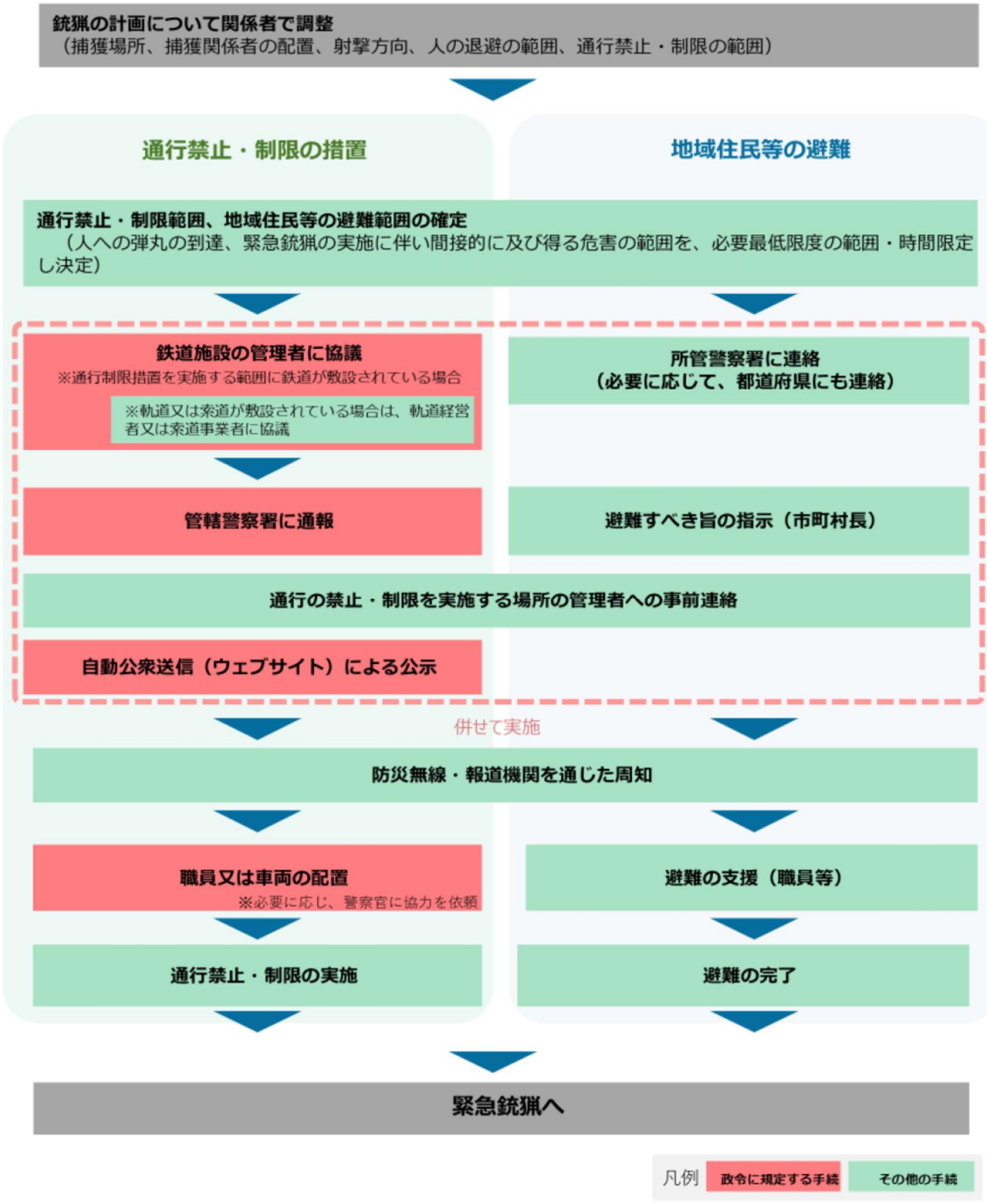

※緊急銃猟ガイドライン39頁から抜粋

緊急銃猟実施手順（計画の調整、安全確保措置）

【実施計画の調整】

・緊急銃猟を実施する方針になったら、関係者と地図等で現場の状況を確認しながら、安全確保措置の方法・範囲、発砲の向き、実施体制を整理する。

・あらかじめ整理した実施体制で人員が不足する場合には、中遠農林事務所森林整備課、静岡県自然保護課に応援を要請する。要請の際は、法律に基づく要請であることを明確に伝える。

・緊急銃猟においては、市町の判断で関係場所の通行を禁止し又は制限することができるが、必要に応じ、交通規制権限を有する警察と連携する。（緊急銃猟の実施に関しては、警察と連携して対応することについて環境省と警察庁で調整済み。）

【通行禁止・制限範囲の決定】

次の視点に基づき、安全確保措置の範囲を決定する。なお、制限範囲に鉄道が含まれる場合は、鉄道事業者に協議を行った上で決定する（法令上必須）。

視点	考え方
人への弾丸の到達	用いる銃器や弾丸の種類・性質、バックストップの性質等を踏まえ、射線方向と跳弾とを区別して検討する。 射線方向：原則として通行禁止・制限措置を必須とした上で、人がいない状態とする。射線とする範囲はあらかじめ関係者で打ち合わせる。 ※捕獲者前方180°全てに人がいない状態を作らなければならないものではない。 跳弾：射手を中心に通行禁止・制限措置を講じるが、屋内退避等も許容される場合もある。
弾丸が引火物や爆発物に到達し、火災や爆発が生じることによって人の生命身体に及ぶ危害	射線上から引火物や爆発物が外れるようにするとともに、危害が及ぶ範囲に通行禁止・制限措置を講じる。
被弾した危険鳥獣が興奮し、暴れることによって人の生命身体に及ぶ危害	確実に捕獲できる見込みが低い場合には、逸走したクマ等に備え可能な限り広い範囲を危害が及ぶ範囲として想定する。 ※捕獲の見込みが低く、通行禁止・制限措置も困難な場合には、緊急銃猟は実施しない。

緊急銃猟の実施及び安全確保の例は、緊急銃猟ガイドライン93-104頁に事例が紹介されているため参照する。

緊急銃猟実施手順（計画の調整、安全確保措置）

【関係者への連絡】

安全確保措置の内容を決定したら、関係者に連絡する。

・**制限される場所を管轄する警察への通報（法令上必須）**

・通行の禁止・制限により当該場所の管理が妨げられることとなる場所の管理者（道路管理者等）

※三角コーンの設置等、道路上の工作物と見なされるものを道路に配置する場合には本来、道路占用許可を受ける必要があるが、緊急銃猟に伴う場合は、国道・県道・市道ともに許可不要となった。

（人や車両の配置による通行制限は、鳥獣保護管理法３４条の４の規定により許可不要）

【規制に関する周知】

安全確保措置を行う場合には、市町のウェブサイト（ホームページ、SNS等）で通行制限を行う時間、場所、制限の内容を明示する**（法令上必須）**。

なお、**ウェブサイト上（ホームページ、SNS等）で公衆の閲覧に供することが政令で定められているため、防災無線のみで周知する方法では要件を満たさない**。

【周知手段】

・ホームページで「緊急銃猟実施に伴う通行制限について」をアップする。

・「LINE」等のSNSでホームページのリンクを投稿してもらうよう政策企画課に依頼する。

・ホームページでの周知と併せて、防災無線で緊急銃猟実施が決定し次第周知を行う。

タイトル：緊急銃猟実施に伴う通行制限について

周知文例：

「令和●年●年●日（●）●時頃より、●●町内会の●●交差点の周囲において、出没したクマの捕獲のため、通行制限を行います。クマ及び銃の発砲による危険があるため、近づかないようお願いいたします。」

緊急銃猟実施手順（緊急銃猟の実施）

【人員の配置】

緊急銃猟の準備ができたら、捕獲者や通行制限を行う者等の配置を行う。

・捕獲者及び捕獲サポート者に証票（市町名が入ったビブス）を渡す。**（法令上必須）**

・土地の立入りを行う者、通行制限を行う者に証票、誘導棒等を渡す。**（土地の立入りを行う者の証票は法令上必須）**

・要所の配置者にトランシーバーを渡す。

・ビデオカメラの撮影準備を行う。（捕獲者の同意が得られた場合）

【土地の立入り等】

・緊急銃猟の実施に際して、私有地への立入りや障害物を除却する必要がある場合には、所有者の同意を得ていることが望ましいが、同意がない場合も市の権限で実施できる旨が法令に規定されている。

・なお、住居不可侵の考えから、管理者等の同意なく建物に立ち入ることはできない。

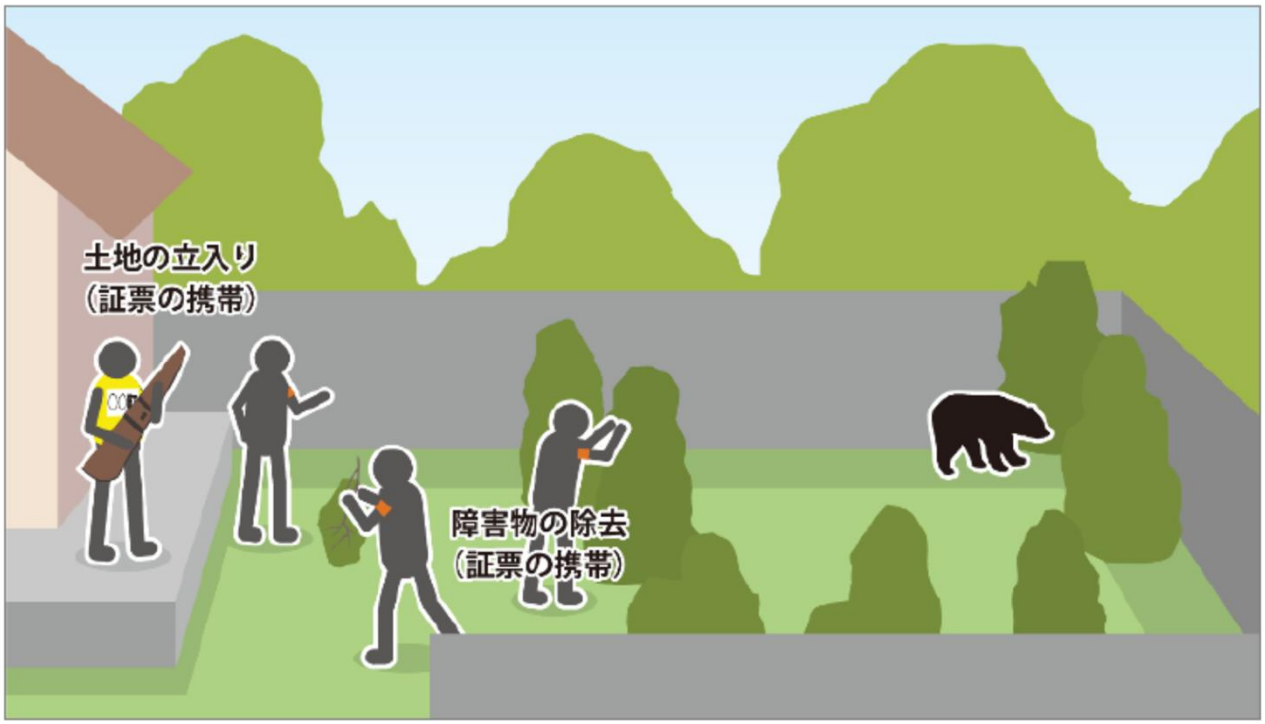

土地の立入り及び障害物除却のイメージ（緊急銃猟ガイドラインから抜粋）

緊急銃猟実施手順（緊急銃猟の実施）

【最終確認】

・準備が整ったら、町責任者が「緊急銃猟実施時の確認チェックリスト」で法令上の要件を満たしているか最終確認を行う。（クマ・イノシシ　緊急時の対応フローでも可）

・捕獲者には「緊急銃猟を行う捕獲者に係るチェックリスト」に捕獲者の自筆でチェックと署名をもらう。

※捕獲者の法令上の要件（例えば第一種銃猟免許の所持等）の証明書類の提出は必須ではないため、本町では求めない。

【緊急銃猟の実施】

・町責任者から捕獲者に留意事項※を伝達の上で捕獲の委託を行う。

・委託を受けた捕獲者は、捕獲者のタイミングで銃猟を実施する。

※捕獲者に伝達する留意事項としては、発射方向にある爆発物や損壊すべきでない物件情報（寺社仏閣等）、対象獣に関する情報等が想定される。

【緊急銃猟の中止】

・対象獣が移動する等、緊急銃猟の条件が整わなくなった場合は、町責任者の判断で緊急銃猟を中止し、捕獲者を含む関係者に中止を伝える。

・中止した場合は、捕獲者から証票を回収し、改めて緊急銃猟に関する計画の調整、必要な安全確保措置、捕獲者への委託を行う。

・対象獣が大きく移動した場合には前提が変わるため、改めて安全確保措置を検討する。

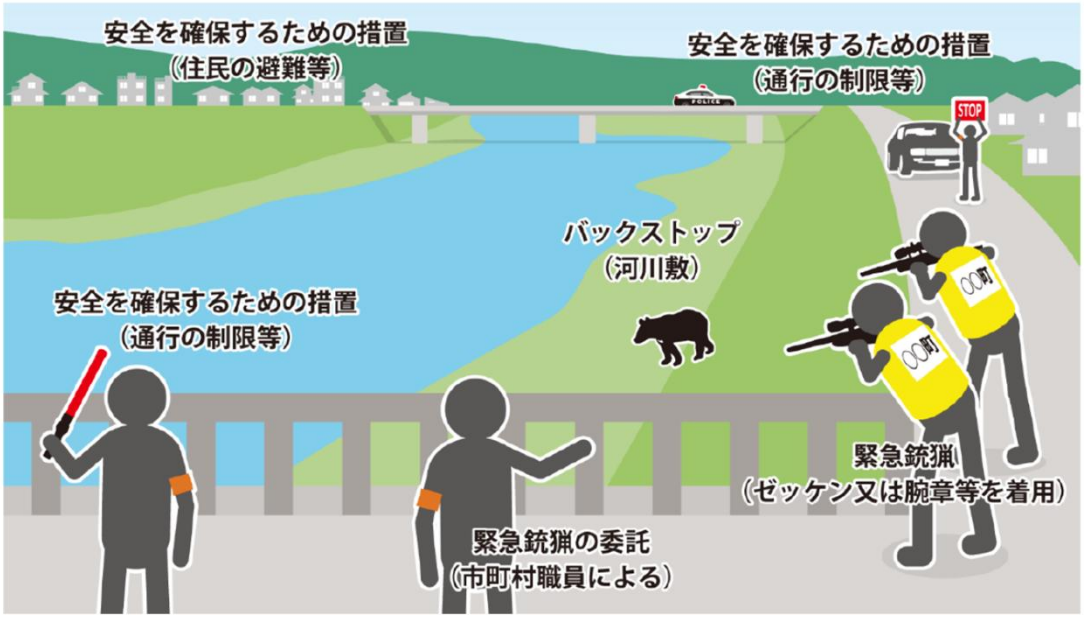

緊急銃猟実施の際のイメージ（緊急銃猟ガイドラインから抜粋）

緊急銃猟実施手順（緊急銃猟の実施）

【緊急銃猟実施時の確認チェックリスト】

実施責任者が下記チェックリストで法令上の要件を満たしている確認する。

表 13　緊急銃猟時の確認チェックリスト（法令関係）

条文等	条件	✓
人の日常生活圏への侵入（法第 34 条の２）	銃猟を実施する場所は、人の日常生活圏※であるか ※　人が生計をたて、普段活動する過程で行動する範囲。例えば住居や広場、生活用道路、商業施設、農地その他の勤務地、電車、自動車、船舶等も含まれる	
危険鳥獣による人の生命又は身体に対する危害を防止する措置が緊急に必要（法第 34 条の２）	危険鳥獣による人の生命又は身体に対する危害を防止するための措置を緊急に講ずる必要があるか。 ※　人の日常生活圏に侵入した時点で、基本的には条件に該当することとなると考えられる。	
銃猟以外の方法では的確かつ迅速に危険鳥獣の捕獲等をすることが困難（法第 34 条の２）	銃猟以外では的確かつ迅速に捕獲できないか。 ※　人の日常生活圏に侵入した時点で、基本的には条件に該当することとなると考えられる。	
避難等によって地域住民等に弾丸が到達するおそれがない場合（法第 34 条の２）	通行禁止・制限の措置は必要に応じて講じられているか（法第 34 条の４）	
	地域住民の避難は行われたか（法第 34 条の４）	
	広報（HP や SNS、防災無線等）は行われたか（政令）	
	通行の禁止・制限を行う場合は、管轄する警察署（警察署長）に通報を行ったか（政令）	
	鉄道を含む場合は、鉄道施設の管理者へ協議が行われたか（政令） 軌道又は索道を含む場合は、軌道経営者又は索道事業者へ協議が行われたか 道路を含む場合は、道路管理者へ連絡したか 場所の管理者へ連絡したか（必要に応じて）	
	射線方向にバックストップはあるか ※　屋内で壁に向けて発射する場合、その壁は十分に堅牢か、又は弾が通り抜けた場合の壁の先にバックストップがあるか	
	緊急銃猟を委託する者に留意点を伝えたか ※　緊急銃猟を実施する場所、緊急銃猟の実施によって弾丸を到達させるべきではない危険性の高い物件の取扱いや、できる限り損壊すべきでない物件（寺社仏閣、貴重品等）に関する情報、銃猟の対象鳥獣に関する情報等、やり取りに用いるジェスチャー等	
その他	（土地の立入りを伴う場合）土地の立入りを行う者は証票を身に着けているか（法第 34 条の３）	
	緊急銃猟を委託する者は証票を身に着けているか（法第 34 条の２）	
	緊急銃猟の様子を記録する用意はあるか（任意） ※　スマートフォン、ビデオカメラ等での撮影は捕獲者の了承を得ているか。	

※緊急銃猟ガイドライン74頁から抜粋

緊急銃猟実施手順（緊急銃猟の実施）

【緊急銃猟を行う捕獲者に係るチェックリスト（例）】

※緊急銃猟ガイドライン79頁を参照して作成

下記チェックリスト（下記チェックリストは例のため、市町の任意記載事項は適宜変更する）に**捕獲者自身にチェック及び署名をもらう（複数人が従事する場合は人数分）**。

緊急銃猟を行う捕獲者に係るチェックリスト（昼間）

区　分	要　件	✓
法令で定める事項（必須項目）	第一種銃猟免許を所持している ※装薬銃を使用する場合（麻酔銃猟をする場合は除く）	
	第二種銃猟免許を所持している ※空気銃を使用する場合（麻酔銃猟をする場合は除く）	
	過去一年以内に銃器による射撃を二回以上した者であること（麻酔銃猟をする場合は除く）	
	過去三年以内に、緊急銃猟の実施のために使用しようとする銃器と同種の銃器を使用してクマ、イノシシ又はニホンジカの捕獲等をした経験がある	
年　月　日 捕獲者氏名		

※捕獲を行った経験は、止めさし等の銃猟の経験も含まれる。

※夜間（屋内）の緊急銃猟を行う場合を含む。

※夜間（屋外）で緊急銃猟を行う場合、麻酔銃猟は含まない。

緊急銃猟実施手順（緊急銃猟の実施）

緊急銃猟を行う捕獲者に係るチェックリスト（夜間）

区　分	要　件	✓
夜間に緊急銃猟をする場合に、法令で定める事項（屋内、麻酔銃猟をする場合は除く） （必須項目）	射撃場における五回以上の射撃において、次に掲げるいずれかの範囲（ライフル銃（特定ライフル銃を除く）にあっては次のイに掲げる範囲）に全て命中させる技能又はこれと同等の技能を有している ※なお、射撃線から標的までの距離は50メートルとし、射撃姿勢（銃身を架台、土のう等に依託する場合を含む。）を問わない イ　標的の中心から2.5cm ロ　標的の中心から5.0cm	
	夜間銃猟安全管理講習として、夜間銃猟をする際の安全の確保に関する知識等について、五時間以上の講習を修了している者であること	
その他市町の判断により任意で記載する事項（記載例）	対象となる危険鳥獣の捕獲に関与したことがある。 ※法令上の要件ではないが、実際に捕獲しようとする危険鳥獣と同じ種類の捕獲実績を市町が任意に追加要件として設定する場合	
	対象となる危険鳥獣の捕獲に関する知識を有している	
	事前の訓練又は研修に参加したことがある。	
年　月　日 捕獲者氏名		

※夜間（屋外）で緊急銃猟を行う場合。
※麻酔銃猟は含まない。

緊急銃猟実施手順（緊急銃猟の実施）

緊急銃猟を行う捕獲者に係るチェックリスト（麻酔銃猟）

<table>
<tr><th>区　分</th><th>要　件</th><th>✓</th></tr>
<tr><td>麻酔銃猟にて緊急銃猟する場合に、法令で定める事項（必須項目）</td><td>過去三年以内に、緊急銃猟の実施のために使用しようとする麻酔銃と同種の麻酔銃を使用して、危険鳥獣等の捕獲等をした経験がある</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">その他市町の判断により任意で記載する事項（記載例）</td><td>対象となる危険鳥獣の捕獲に関与したことがある
※法令上の要件ではないが、実際に捕獲しようとする危険鳥獣と同じ種類の捕獲実績を市町が任意に追加要件として設定する場合</td><td></td></tr>
<tr><td>対象となる危険鳥獣の捕獲に関する知識を有している</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">年　　月　　日

捕獲者氏名</td></tr>
</table>

※昼間、夜間を問わない。

緊急銃猟実施手順（実施後の処理）

【安全確保措置の解除】

・緊急銃猟を実施後、個体の生死確認等の安全確認を終えたら、町責任者から関係者に安全確保措置の解除を指示する。

【損失確認】

・着弾、跳弾の状況を確認し、被害状況（大きさ、写真等）を記録する。

・被害状況は、建物所有者等に最終確認する。なお、着弾により道路に損傷が発生した場合は、道路管理者に連絡する。

【損失補償】※緊急銃猟ガイドライン89-91頁参照

・建物所有者等から請求があった場合には、損失補償の手続きを行う。

・損失補償の範囲は、次のものが想定される。

①弾丸の着弾等による直接的な被害

②建物等が損壊していなければ、物件の運用により得られた利益

③土地の立入り、障害物の除却により発生した損失

・保険請求に必要な手続きは保険会社に確認する。

（保険会社連絡先）※全国町村会総合賠償保証保険制度
損害保険ジャパン株式会社　静岡火災新種保険金サービス課
連絡先：054-254-1291



損失のイメージ（緊急銃猟ガイドラインから抜粋）

緊急銃猟実施手順（実施後の処理）

【捕獲個体の処理】

・捕獲（捕殺）した個体は、その後の報告、報道提供等を想定し記録をとる。

・クマの場合は、個体情報の識別を行うこともあることから、DNA試料（体毛、舌先等の肉片、小臼歯）を採取し、冷凍保存する（DNA試料は県自然保護課で分析を行う）。

・出没要因の検証を行うため、誘引物（生ゴミ、果樹、飼料等）の有無、侵入経路等を確認し、写真等で記録しておく。

・検体提供先がない場合には、焼却処分等により適切に処理する。

※検体提供先については、県自然保護課（054-221-2719）に確認する。

捕獲調査票

捕獲日時	年　月　日　時　分
捕獲場所	
性別	オス　・　メス
体重	実測・推定　kg
体長 （背中と頭を地面に付け鼻先から尾の付け根(尾の長さではない)までの直線距離）	実測・推定　.　cm
前足の大きさ	長さ（爪無）　.　cm 実測・推定　幅　.　cm
後足の大きさ	長さ（爪無）　.　cm 実測・推定　幅　.　cm
ＤＮＡ採取	体毛　・　肉片　・　小臼歯 ※原則、全て採取する。
備考	（イヤータグの有無、捕獲後の処理等）

広報ツール

緊急銃猟制度に関するパンフレット、緊急銃猟を実施する際のチラシを環境省が作成しているため、関係者や近隣住民に周知する際には活用できる。
https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort15/effort15.html

【パンフレット】





【チラシ】





鳥獣の捕獲に係る関係法令等（R7.8県自然保護課研修資料抜粋）

大型獣出没時の許可（ルール）

大型獣出没時は、出没場所、獣種、時間帯等により対応を検討するが、
法的なルールの中で対応を検討する必要がある。

【捕獲に係る主な関係法令】

法　律	条　文	概　要
鳥獣保護管理法	9条 （捕獲許可）	・鳥獣を捕獲（麻酔による不動化を含む）する場合 ・ツキノワグマ、カモシカは知事、シカ、イノシシ、サルは市町長権限
	34条の2 （緊急銃猟） ※R7.9新設	・危険鳥獣（クマ類、イノシシのみ）が住居等に侵入又は侵入のおそれがある場合で、人の生命・身体に対する危害を防止する緊急的な措置が必要な場合、市町長が緊急銃猟※を実施できる。 ※人の立入規制等を行うことで住居等又はその付近において銃猟が可能。9条の捕獲許可不要。
	37条 （危険猟法の許可）	・危険猟法（大型獣出没時に想定される猟法としては吹き矢による麻酔）で捕獲する場合、大臣権限
	38条 （銃猟の制限）	・夜間、住居集合地域等、建物等への銃猟は禁止されている。 ・住居集合地域等での麻酔銃猟は次条により許可可能
	38条の2 （住居集合地域等における麻酔銃猟の許可）	・一定の要件、手続きにより住居集合地域等でも麻酔銃猟は実施可能。 ・本条の許可は獣種に関わらず知事権限、別に第9条の捕獲許可も必要（知事又は市町長権限）
警察官職務執行法	第4条 （避難等の措置）	人の生命に危険がある等、急を要する場合には、警察官の命令により銃の発砲等の措置を講じることができる。
刑法	第37条 （緊急避難）	人の生命等の危難を避けるためにやむを得ずした行為は、その程度によっては罰せられない。

1

鳥獣保護管理法第９条（捕獲許可）

鳥獣を捕獲等する場合には、狩猟による場合等を除き、法９条の捕獲許可を受ける必要がある。
大型獣が市街地等の出没し、捕獲（麻酔による不動化させ放獣する場合も含む）する場合に、
緊急の場合は口頭により第９条の捕獲許可を受け、後に書類を整える必要がある。

一部の獣種の有害捕獲については、静岡県事務処理の特例に関する条例に基づき、市町に権限を移譲している。

許可権限	獣種
県知事	カモシカ、ツキノワグマ等
市町長	シカ、イノシシ、サル、タヌキ、ハクビシン等

・複数の市町にまたがる案件の場合は、それぞれの市町で許可を出す。
・複数の農林事務所にまたがる場合及び県ニホンジカ管理捕獲の場合は、自然保護課で許可を出す。
・住居集合地域等による麻酔銃猟の許可（県知事）、危険猟法の許可（大臣）に該当する場合も、本条の捕獲許可は必要になる。緊急銃猟、警職法、刑法の緊急避難で対応する場合には本条の捕獲許可は不要。

第９条（鳥獣の捕獲許可）
学術研究の目的、鳥獣の保護又は管理の目的その他環境省令で定める目的で鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をしようとする者は、次に掲げる場合にあっては環境大臣の、それ以外の場合にあっては都道府県知事の許可を受けなければならない。
一～三　略
2～14　略

2

鳥獣保護管理法第38条（銃猟の制限）

銃猟による弾丸の発射に伴い、人の身体又は生命に対する危険があることから、危険を防止し、公共の安全を維持するため、次の場合に、銃猟をすることを禁じている。

①日出前及び日没後（＝夜間）
②住居集合地域等（ただし、38条の２の許可を受けて麻酔銃猟を行うことは可能）
③弾丸の到達するおそれのある人、飼養若しくは保管されている動物、建物又は電車、自動車、船舶その他の乗物に向かって行う銃猟

・９条の鳥獣捕獲許可を受けている場合も本条の銃猟の制限が適用される。
・警職法による場合は適用はない。また、緊急銃猟による場合は、夜間、住居集合地域内、住居等に向かって銃猟を実施できる（当然ながら人に向かってはできないため安全確保の措置が必要）。

第38条（銃猟の制限）
日出前及び日没後においては、銃器を使用した鳥獣の捕獲等（以下「銃猟」という。）をしてはならない。
２　住居が集合している地域又は広場、駅その他の多数の者の集合する場所（以下「住居集合地域等」という。）　においては、銃猟をしてはならない。ただし、次条第一項の許可を受けて麻酔銃を使用した鳥獣の捕獲等（以下「麻酔銃猟」という。）をする場合は、この限りでない。
３　弾丸の到達するおそれのある人、飼養若しくは保管されている動物、建物又は電車、自動車、船舶その他の乗物に向かって、銃猟をしてはならない。

3

鳥獣保護管理法第38条（銃猟の制限）補足：建物の解釈

Q．鳥獣保護管理法上における**「建物」**の解釈について（R7.7県自然保護課から環境省に見解を確認）
A．鳥獣保護管理法上では「建物」の定義がされていないため、他法令の解釈を準用する。
不動産登記規則第111条から第114条にて建物の定義等がされており、また、不動産登記事務取扱手続準則第77条に基づく建物の認定として例示がある。

不動産登記規則（抜粋）
第111条（建物）
建物は、屋根及び周壁又はこれらに類するものを有し、土地に定着した建造物であって、その目的とする用途に供し得る状態にあるものでなければならない。
第113条（建物の種類）
建物の種類は、建物の主な用途により、居宅、店舗、寄宿舎、共同住宅、事務所、旅館、料理店、工場、倉庫、車庫、発電所及び変電所に区分して定め、これらの区分に該当しない建物については、これに準じて定めるものとする。

不動産登記事務取扱手続準則（抜粋）
第77条（建物認定の基準）
建物の認定に当たっては、次の例示から類推し、その利用状況等を勘案して判定するものとする。
(1) 建物として取り扱うもの
ア 停車場の乗降場又は荷物積卸場。ただし、上屋を有する部分に限る。
イ 野球場又は競馬場の観覧席。ただし、屋根を有する部分に限る。
ウ ガード下を利用して築造した店舗、倉庫等の建造物
エ 地下停車場、地下駐車場又は地下街の建造物
オ 園芸又は農耕用の温床施設。ただし、半永久的な建造物と認められるものに限る。

⇒ 屋根や周壁を有さない建造物（橋脚、フェンス等）は「建物」には該当しないが、建造物の損傷や跳弾には留意が必要

4

鳥獣保護管理法第38条（銃猟の制限）補足：住居集合地域等の解釈

法第38条で「住居が集合している地域又は広場、駅その他の多数の者の集合する場所」と定義されているが、住居集合地域等か否かは**環境省の見解から判断する**必要がある。

＜判例（平成12年２月24日）＞
人家と田畑が混在する地域にあり、発射地点の周囲半径200m以内に人家が約10軒ある場所は住居集合地域に該当する。

＜環境省の細部解釈及び運用方法の一部改正（令和７年３月31日）＞
- 「住居」とは、人が居住のために用いている家屋等の場所とされている。このため、畜舎、倉庫、農業用ビニールハウスなど、人が居住しない場所はこれに該当しない。
- 法第38条第2 項の趣旨である、人間への危害の防止の観点から判断すべきものである。
- 市街というほど多数の住居が密集している場所だけでなく、住居と農地が混在するような場所であっても相当数の住居が集まっているなど、銃猟による危険性が高い場合は、「住居集合地域等」に相当する。
- 銃を発射した地点から発射した弾丸の到達するおそれのある範囲が住居と混在していない山野、農地、水面等であり、銃を発射した地点から発射した弾丸の到達するおそれのある範囲内において立ち入り規制等によって人を待避させる措置を講じるなど、人の生命・身体に危険を及ぼすおそれが解消されている場所は法第３８条第２項の制限に抵触しないものと解釈される。こうした、人の生命・身体に危険を及ぼすおそれを解消する措置を行うにあたっては、その確実を期すため、地域住民並びに市町村及び警察等の関係機関に銃猟の概要を事前に伝達した上で、こうした関係機関と連携すること。
- 弾丸の到達するおそれのある人、飼養若しくは保管されている動物、建物若しくは電車、自動車、船舶その他の乗物これらが弾丸の到達するおそれのある範囲内にあるときは、これらの方向に向かって銃猟することは極めて危険であることから禁止されている。このため、これらの近傍で銃猟を行う場合には、銃猟の射撃場所や方向等をあらかじめ決定し、弾丸の到達するおそれのある範囲にこれらが存在しないよう措置する必要があり、必要な場合には弾丸の到達するおそれのある範囲に人が立ち入らないよう、地域住民への事前周知等の具体的な措置を行うこと。

5

鳥獣保護管理法第38条（銃猟の制限）補足：住居集合地域等の解釈

＜環境省に通達の趣旨等を確認（R7.7）＞
判例の解釈では、明らかに発射方向に人家がない場合も住居集合地域に該当することになり、過剰に規制がされているような状況であったため、人への危害防止の観点から通達を発出した。
判例はひとつの事例であり、今回の通達の内容は法務省にも見解を確認している。

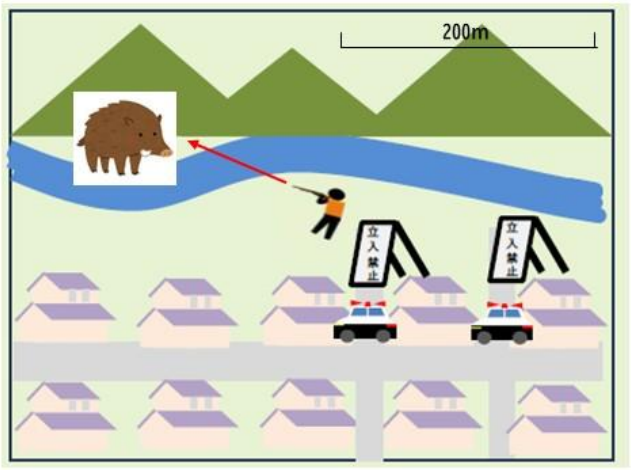

左図のようなケースの場合、
- 判例の見解では、発射地点から200m以内に住居が10軒以上あるため住居集合地域に該当する。

（人家に弾丸の到達のおそれがないのに住居集合地域として規制するのは過剰ではないか...）

- 環境省として、法務省にも見解を確認の上で、跳弾等を含め、弾丸の到達のおそれのある範囲内に住居がなく、人の立入り規制等により人の生命・身体に危険を及ぼすおそれが解消されている場所は住居集合地域には該当しない

6

鳥獣保護管理法第38条の２（住居集合地域等における麻酔銃猟の許可）

住居集合地域等での銃猟は法第38条により禁止されているが、本条の許可を受けた場合は麻酔銃猟に限り実施することができる。許可については、獣種に関わらず知事権限となり、緊急の場合には口頭により第38条の２の捕獲許可を受け、後に書類を整える必要がある。

・麻酔薬の効力が現れるまでに時間を要し、麻酔銃を撃たれたことにより個体が興奮し被害を発生させる可能性があることから、本条の対象とする鳥獣は原則としてニホンザルとされている。
・その他の大型獣の場合は、罠で捕獲されている、フェンス等で行動が制限されている場合等で、安全かつ確実に麻酔銃猟を実施することが可能と判断される場合にはあってはこの限りではない。
⇒イノシシ、ニホンジカ、カモシカ、クマへの麻酔銃猟は慎重な判断が必要
・なお、夜間や建物に向かって（＝建物内を含む）の麻酔銃猟は本条の対象にはならず実施できない。
・本条による麻酔銃猟を実施する際には、安全確保について公安委員会に助言を求める必要がある。

第38条の２（住居集合地域等における麻酔銃猟の許可）
　住居集合地域等において、鳥獣による生活環境に係る被害の防止の目的で麻酔銃猟をしようとする者は、第九条第一項に規定するもののほか、都道府県知事の許可を受けなければならない。
２　前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に許可の申請をしなければならない。
３～11　略

7

鳥獣保護管理法第38条の２（住居集合地域等における麻酔銃猟の許可）

【参考：住居集合地域等における麻酔銃猟の許可チェックリスト】

	チェック項目	判　定		No の場合の対応
時間	日の出前及び日没後ではない （法第 38 条第１項の銃猟の制限に該当しない）	Yes	No	警察に警職法の発砲命令を依頼
場所	住居集合地域等に該当する場所である ・住居集合地域等：住居が集合している地域（半径 200m以内に人家約 10軒以上が目安）又は広場、駅その他多数の者の集合する場所	Yes	No	捕獲許可（有害鳥獣）のみで可能
方向	人、飼養動物、建物、電車、自動車、船舶その他乗り物に向かっての銃猟ではない （法第 38 条第３項の銃猟の制限に該当しない）	Yes	No	警察に警職法の発砲命令を依頼又は方向を検討
捕獲手段	追い払いの効果がない、または市街地の中心等であり追い払いできない	Yes	No	追い払いを検討させる
	人身被害が発生している、もしくはその危険性が切迫している	Yes	No	他の手段を検討させる
	麻酔銃猟により捕獲することが最善の方法であることが現場の関係者全員の総意である	Yes	No	他の手段を検討させる
許可手続	申請者は法第９条第１項の捕獲許可を得ている	Yes	No	許可を得させる
	危険猟法許可（環境省）の対象となる猟法でない ・麻酔銃使用で１発射当たり次の量以下の場合は許可不要（塩酸ケタミン 5,700mg、塩酸メデトミジン 4,560mg、塩酸キシラジン 6,840mg）。麻酔銃以外の猟法（吹き矢等）は少量でも許可必要	Yes	No	許可を得させる
安全確保	警察官に助言を求め、安全面で支障がない旨の助言を受けた	Yes	No	助言を受ける
	麻酔効果が現れるまでに個体を見失わないよう人員配置がされている	Yes	No	人員配置を求める
	近隣住民等への説明や立入規制を行った	Yes	No	必要な対策を取らせる
最終	射手の位置及び撃つ方向を確認し、周囲の安全を最終確認した	Yes	No	

【参考：環境省発行のガイドライン】



8

鳥獣保護管理法第34条の２（緊急銃猟）R7.9.1新設

危険鳥獣(ツキノワグマ、イノシシ）が住居等に侵入している又は侵入するおそれが大きい場合に、人の生命又は身体に対する危害を防止するための措置を緊急に講ずる必要があると認める場合において、市町長は、住居等においても銃猟を実施することができる。（法第９条の捕獲許可は不要）

・緊急銃猟実施の要件は、　※詳細は緊急銃猟ガイドライン（環境省）を参照
　①危険鳥獣の人の生活圏への侵入
　②人の危害を防止する措置が緊急に必要
　③銃猟以外での方法では対応困難
　④銃猟によって人の生命身体に危害が及ぶおそれがない
　なお、①～③は危険鳥獣が人の生活圏の出没した時点で要件を満たすと解される。
・緊急銃猟の実施に際し、安全確保措置（ウェブサイト上での閲覧を含む）の実施、県職員への応援要請、損失の補償等の関連規定がある。

第34条の２（緊急銃猟）
　市町村長（特別区の区長を含む。以下この章において同じ。）は、危険鳥獣が、住居、広場その他の人の日常生活の用に供されている場所又は電車、自動車、船舶その他の人の日常生活の用に供されている乗物（以下この項において「住居等」という。）に侵入していること又は侵入するおそれが大きいことを把握し、かつ、当該危険鳥獣による人の生命又は身体に対する危害を防止するための措置を緊急に講ずる必要があると認める場合において、銃器を使用した鳥獣の捕獲等（以下「銃猟」という。）以外の方法によっては的確かつ迅速に当該危険鳥獣の捕獲等をすることが困難であり、かつ、第三十四条の四の規定による措置その他の措置を講ずることにより銃猟によって人に弾丸の到達するおそれその他の人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがないと認めるときは、住居等又はその付近において、当該危険鳥獣について銃猟をすることができる。
２～５　略

9

鳥獣保護管理法第37条（危険猟法の許可）

危険猟法により鳥獣の捕獲を行う場合には、本条に基づき危険猟法の許可を受ける必要がある（大臣権限）。一般的に使用される麻酔薬の施用量内で麻酔銃により麻酔を行う場合には危険猟法には該当しないが、**吹き矢により麻酔を行う場合（施用量は関係ない）には危険猟法に該当する**。

・危険猟法（吹き矢による麻酔）を実施する際には、環境省（関東地方環境事務所野生生物課）に許可を受ける。
・平日の場合には野生生物課（048-600-0817）に、休日の場合は公用携帯（070-4371-6854）に連絡の上、申請者、捕獲目的、使用薬品等を連絡する必要がある。

第36条（危険猟法の禁止）
　爆発物、劇薬、毒薬を使用する猟法その他環境省令で定める猟法（以下「危険猟法」という。）により鳥獣の捕獲等をしてはならない。ただし、第十三条第一項の規定により鳥獣の捕獲等をする場合又は次条第一項の許可を受けてその許可に係る鳥獣の捕獲等をする場合は、この限りでない。

第37条（危険猟法の許可）
　第九条第一項に規定する目的で危険猟法により鳥獣の捕獲等をしようとする者は、環境大臣の許可を受けなければならない。
２～11　略

10

警察官職務執行法（警職法）及び刑法

現実的・具体的な危険が発生しており、緊急性が高い場合には警察官職務執行法や刑法による対応を検討する。

平成24年及び令和５年に警察庁生活安全局保安課長等による通知※が発出されており、住宅街にクマ等が出没し、ハンターに猟銃による駆除を命令する場合も本条に含まれるとされている。

※令和５年３月28日付け警察庁丁保発第43号、警察庁丁企画発第153号「熊等が住宅街に現れ、人の生命・身体に危険が生じた場合の対応における警察官職務執行法第４条第１項の適用について」

警察官職務執行法
第４条（避難等の措置）
　警察官は、人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす虞のある天災、事変、工作物の損壊、交通事故、危険物の爆発、狂犬、奔馬の類等の出現、極端な雑踏等危険な事態がある場合においては、その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に必要な警告を発し、及び特に急を要する場合においては、危害を受ける虞のある者に対し、その場の危害を避けしめるために必要な限度でこれを引き留め、若しくは避難させ、又はその場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に対し、危害防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。

刑法
第37条（緊急避難）
　自己又は他人の生命、身体、自由又は財産に対する現在の危難を避けるため、やむを得ずにした行為は、これによって生じた害が避けようとした害の程度を超えなかった場合に限り、罰しない。ただし、その程度を超えた行為は、情状により、その刑を減軽し、又は免除することができる。
２　前項の規定は、業務上特別の義務がある者には、適用しない。

11

錯誤捕獲への対応

○錯誤捕獲の原則は放獣
　⇒　クマに限らず、誤って捕獲した鳥獣は放鳥獣するのが法律の建て付け（環境省の基本指針でも明記）

○捕殺対応に切り替える場合＝人身被害の発生のおそれがある場合
・クマが暴れている、罠のかかり具合が目視できない状況など、麻酔放獣が安全に実施できない場合
・捕獲場所での放獣が難しく（集落付近）、かつ、放獣先が確保できない場合

　放獣対応は、管理捕獲は県、有害捕獲は市町又は許可を受けた者、狩猟は狩猟者が主導で対応する。

Q．狩猟期間にクマが罠にかかった場合は、狩猟鳥獣であるため、そのまま捕殺しても問題ないのではないか。
⇒　狩猟においては、法令で罠によるクマの捕獲が禁止されている（禁止猟法）。
　このため、罠で捕獲した時点で錯誤捕獲となることから、麻酔、捕殺する場合に捕獲許可を要する。